

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7 月 29 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務課</td><td>公安委員会補佐室</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	総務課	公安委員会補佐室	[略]		<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 被疑者取調べの適正化のための監督に関すること。</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務課</td><td>公安委員会補佐室 <u>取調べ監督業務推進室</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	総務課	公安委員会補佐室 <u>取調べ監督業務推進室</u>	[略]	
課	内部組織												
総務課	公安委員会補佐室												
[略]													
課	内部組織												
総務課	公安委員会補佐室 <u>取調べ監督業務推進室</u>												
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。